

社長のための勉強

令和2年12月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

PCR検査は医療費控除の対象？

医療費控除の対象となる医療費は、

1. 医師等による診療や治療のために支払った費用
 2. 治療や療養に必要な医薬品の購入費用
- などとされています。

(1) 医師の判断によりPCR検査を受けた場合

新型コロナウイルス感染症にかかっている疑いのある方に対して行うPCR検査など、医師等の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記の費用に該当するため、医療費控除の対象となります。

(2) 自己の判断によりPCR検査を受けた場合

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の検査費用は、上記のいずれの費用にも該当しないため、医療費控除の対象となりません。

ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、その場合の検査費用については、医療費控除の対象となります。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください